

# －都道府県連盟表彰審査基準について－

令和4年度用

## －趣旨－

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟名誉会議規程第2条の規定に基づき、日本におけるスカウト運動発展のため贈呈又は授与により行う感謝及び表彰について規定する。(感謝・表彰規程 第1条より)

### 1. 都道府県連盟 感謝

(日本連盟感謝・表彰規程 第8条)

都道府県連盟が行う感謝のための記章及び賞状の贈呈基準は、次のとおりとする。

#### (1) 都道府県連盟感謝章

日本におけるスカウト運動のために、都道府県的に尽力した方に対し、都道府県連盟として感謝するもの

#### (2) 都道府県連盟感謝状

日本におけるスカウト運動のために、都道府県的に貢献した方に対し、都道府県連盟として感謝するもの

(貢献した者とは、下記の要職に従事したものとする)

#### 【候補者の推薦】

- (一) 県連盟理事・学識経験理事・監事
- (二) 県連盟副コミッショナー
- (三) 名誉会議議員
- (四) 名誉役員
- (五) 地区委員長・地区コミッショナー
- (六) 支援・協力団体及び個人
- (七) 援助団体及び個人
- (八) 日本連盟トレーナー

- ◆ 感謝状授与の範囲は、県連盟として感謝の意を表すもの。  
(被表彰者がその要職を離れた年度総会に授与し経年月は対象としない)

- ◆ 贈呈の範囲は、日本のスカウト運動に対し、都道府県的に貢献・尽力したもので、都道府県連盟として感謝するもの。  
(貢献・尽力した者とは、上記の要職に従事した者及び都道府県連盟に協力・支援・援助・維持会費の納入を行った者)
- ◆ 上記維持会費納入累計金額は10万円以上、「協力・支援・援助」についてはその状況に合わせて、県連盟名誉会議で審議し決定する。

## 2. 都道府県連盟 表彰

(日本連盟感謝・表彰規程 第9条)

都道府県連盟が行う表彰の授与基準は、次のとおりとする。

### (1) 善行章

スカウト精神に基づき善行を行い、スカウトの規範となる者

### (2) 善行綬

スカウト精神に基づき、スカウトの規範となる善行を行った隊、班又は組

#### 【申請の基準】

- ◆ 受章候補者(組・班・隊)は、10年以上継続しており、この労をたたえて、機関・団体等よりの表彰または新聞等に掲載されていることが望ましい。

### (3) 都道府県スカウティング褒章

日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に特別顕著な功績を挙げた者。

#### 【申請の基準】

- ◆ 全国・東海・県大会優勝や国・県等から功労表彰を受けたもの、その他、内外的に同等の実績があり、スカウト・指導者の模範となり士気を高めた者で、登録年数は不問とする。

### (4) 都道府県連盟 特別有功章

日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に多年にわたり功績のあった者。

#### 【申請の基準】

- ◆ 都道府県連盟有功章時を上回る奉仕実績があること。

- ◆ 都道府県連盟有功章受章後、**更に満10年以上** 継続して奉仕経験があり、且つ初期登録より通算して、**加盟登録が20年以上** である者。  
※日本連盟功労章「かつこう章」の推薦基準に準拠していることが望ましい。

【年齢の下限】

- ◆ 申請の年の3月31日において満40歳以上。

(5) **都道府県連盟 有功章**

日本のスカウト運動に対し、都道府県的に多年にわたり功労のあった者

【申請の対象者】

- ◆ 隊指導者（隊長・副長）又は団指導者（正副団委員長・団委員）

【申請の基準】

- ◆ 功労のあった奉仕年数が原則として、**満10年以上継続** している者。
  - ◇ 隊長・副長・団委員長 = 満10年以上
  - ◇ 隊指導者と団指導者の合算 = 満10年以上
  - ◇ 団指導者 = 満10年以上

**※いずれも、初期登録が平成26年度以降は、申請不可**

- ◆ 地区役員として、地区内におけるスカウティングの純正な発展のために、**通算5年以上** 運営・指導に尽力していることが望ましい。

【年齢の下限】

- ◆ 申請の年の3月31日において満30歳以上。

(6) **都道府県連盟 褒状**

日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に顕著な功績を挙げた者。

### 【候補者の推薦】

- ◆ すべての加盟員で都道府県連盟として褒状に値する者。
  
- ◆ 授与の主旨は、「スカウト精神に基づき、行動したスカウトの模範となる者」であり、例として、C J Kプロジェクト・バングラディッシュ派遣、カンダーシユテーク夏季野営スタッフ派遣、国際キャンプスタッフ計画派遣に参加や、世界会議やA P R会議メンバーに選出された等、主旨に基づき、褒めて励ます賞として授与する。

## 3. 都道府県連盟の感謝及び表彰の申請及び審議手続き

(日本連盟感謝・表彰規程 第10条)

この規程の第8条及び第9条に定める都道府県連盟の感謝及び表彰に関する申請及び審議手続きは、次のとおりとする。

- (1) 地区は、所属する都道府県連盟へ申請する。
  
- (2) 贈呈又は授与の決定は、第1号の申請について都道府県連盟名誉会議での審議の結果又は都道府県連盟名誉会議自体の発議によるものとする。
  - ② 都道府県連盟名誉会議は、都道府県連盟理事会に報告する。

## 4. 都道府県連盟の贈呈者及び授与者

(日本連盟感謝・表彰規程 第11条)

この規程に基づいて都道府県連盟が行う感謝及び表彰の贈呈者及び授与者は、連盟長とする。

- ② 連盟長欠員の場合の贈呈者又は授与者は、都道府県連盟理事長とする。

## 5. 日本連盟 表彰

(日本連盟感謝・表彰規程 第5条)

日本連盟が行う表彰の授与基準は、次のとおりとする。

### (1) 人命救助章

スカウト精神に基づき人命を救助した加盟員でスカウトの規範となる者

### (2) 人命救助綬

スカウト精神に基づき、人命を救助した隊、班又は組

【申請の基準】

- ◆ 人命救助は、加盟員がその年代に応じた適切な行為、自らの危険を省みない等、スカウトの鑑となる行為を対象とする。

(3) 公共奉仕章

スカウト精神に基づき、公共奉仕を行ったスカウトで、スカウトの規範となる者

(4) 公共奉仕綬

スカウト精神に基づき、公共奉仕を行った隊、班又は組

【申請の基準】

- ◆ スカウトであること。(成人指導者は含めない)
- ◆ 対象となる奉仕行為を10年以上継続し、先に県連盟表彰(善行章・善行綬)を受章していなければならない。

(5) 功労賞「たか章」

日本におけるスカウト運動に対し、全国的にあるいは地方的に多年にわたり功労顕著なる者

【申請の基準】

- ◆ かつこう章受章後、**更に満10年以上継続**して奉仕実績があり、且つ初期登録より通算して、**加盟登録が30年以上**であること。
- ◆ 上記の年数は、最低の年限を示すもので、年限を経過すれば直ちに贈るというものではない。役務による功績・功労を重視し評価する。

【年齢の下限】

- ◆ 申請の年の3月31日現在において満50歳以上。

## (6) 功労章「かっこう章」

日本におけるスカウト運動に対し、全国的にあるいは地方的に多年にわたり功労のあった者

### 【申請の基準】

- ◆ 県連盟有功章受章後、更に満10年以上継続 して奉仕実績があり、  
且つ初期登録より通算して、加盟登録が20年以上 であること。
- ◆ 県連盟特別有功章受章後、更に満5年以上継続 して奉仕実績があり、  
且つ初期登録より通算して、加盟登録が20年以上 であること。
- ◆ 上記の年数は、最低の年限を示すもので年限を経過すれば直ちに贈るというものではない。役務による功績・功労を重視し評価する。

### 【年齢の下限】

- ◆ 申請の年の3月31日現在において満40歳以上。

## 6. 日本連盟の感謝及び表彰の申請及び審議手続き

(日本連盟感謝・表彰規程 第6条)

この規程の第4条及び第5条に定める日本連盟の感謝及び表彰に関する申請及び審議手続きは、次のとおりとする。

- (1) 都道府県連盟は、都道府県連盟名誉会議の議を経て日本連盟へ申請する。
- (2) 贈呈又は授与の決定は、第1号の申請について日本連盟名誉会議での審議結果を受けた名誉会議の発議により、理事会で決定する。
  - ② 日本連盟理事会及び名誉会議は、審議結果を当該都道府県連盟に報告する。

## 7. 日本連盟の贈呈者及び授与者

(日本連盟感謝・表彰規程 第7条)

この規程に基づいて日本連盟が行う感謝及び表彰の贈呈者は、財団運営に関わるものは理事長とし、教育に関わるものは総長とする。

以上、上記以外の基準については、日本連盟感謝・表彰規程に準ずる。

平成 元年 03 月 04 日改正

平成 02 年 02 月 10 日改正

平成 11 年 03 月 14 日改正

平成 15 年 02 月 16 日改正

平成 15 年 11 月 08 日改正

平成 17 年 10 月 21 日改正

平成 21 年 10 月 24 日改正

平成 22 年 04 月 01 日改正

平成 24 年 10 月 16 日改正

令和 03 年 12 月 11 日改正

令和 04 年 12 月 10 日改定

日本連盟の規程変更に伴い改正

平成 27 年 12 月 12 日改正

令和元年 12 月 08 日改正

日本連盟の内規に基づき見直し

平成 29 年 01 月 28 日改正

平成 29 年 12 月 09 日改正

平成 30 年 12 月 08 日改正

令和 02 年 12 月 05 日改正

日本ボーイスカウト静岡県連盟名誉会議